

経済産業省 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野													
5	B	地方に対する規制緩和	11.その他	総合保養地域整備基本構想に関する主務大臣協議の廃止等	総合保養地域整備基本構想について、主務大臣への協議を廃止する等、廃止手続きを簡素化する。	平成31年1月末現在で29道府県で30の基本構想が策定されているが、全国的に休止状態となっているものが多い。そのため、多くの道府県が基本計画の廃止や見直しを検討しているが、廃止等に当たっては、政策評価を行った上で主務大臣への同意付き協議を行う必要があり、手続きが進んでいない。	総合保養地域整備法第6条	総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	鳥取県、兵庫県、和歌山県、全国知事会		宮城県、岡山県、福岡県	—	総合保養地域整備法は、ゆとりある国民生活のための利便の実現、総合保養地域及びその周辺地域の振興を目的に昭和62年に制定されている。同法では、都道府県は関係市町村に協議した上で基本構想を作成することとされている。また、基本構想について、主務大臣(総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣)に協議し、同意を得ることができるとされているが、現在の基本構想は全て主務大臣の同意を得られているところ。市町村や主務大臣の同意を得られた基本構想の廃止にあたっては、適切な政策評価が実施されているか、関係市町村や民間事業者等との調整が十分に行われているか等の廃止に至るまでのプロセスと都市計画や農業振興地域整備計画に基づき地区指定への影響や、廃止後の環境への配慮をどのように行うか等基本構想廃止の影響を確認するため審査が必要である。このため、政策評価を行った上で主務大臣協議は必要な手続きと考えている。なお、現在までに12の基本構想が主務大臣の同意を得て廃止されている。	社会経済情勢が総合保養地域整備法制定時(昭和62年)、基本方針見直し時(平成16年)から変化化する中、同意基本構想の廃止に係る事務負担が過大ではないか。具体的には、第1次回答では、「廃止に至るまでのプロセス」や「基本構想廃止の影響」について確認するため国の審査が必要とのことであるが、すでに多くの同意基本構想が休止状態にある実態に鑑みれば、そうした確認事項について廃止に当たって改めて国の審査を経る必然性は失われているのではないかと考えられる。総合保養地域整備法に同意基本構想の廃止に関する規定がないにも関わらず、廃止を変更の一類型と解して取り扱い、同意付き協議を義務付けることにも、具体の廃止手続について詳細に定め、その中で負担感の大きい政策評価を求めていることは不相当ではないか。また、届出となった場合には、同意基本構想の廃止に当たっては、同意付き協議ではなく届出とするなど、より簡易な手続とすべきではないか。また、届出となった場合には、同意基本構想の廃止に当たっては、同意付き協議を確認するための必要な書類を最小限としていただきたい。さらにはどのような書類が必要であるかについては、同意基本構想を廃止しようとする道府県の事務負担が可能な限り軽減される方向で検討していただきたい。	
32	B	地方に対する規制緩和	06.環境・衛生	電気事業法第2条第1項第5号の「経済産業省令で定める密接な関係を有する者」の要件緩和	地方公共団体が自己託送を利用する場合において、地方自治法で規定する指定管理者を電気事業法第2条第1項第5号の「経済産業省令で定める密接な関係を有する者」の範囲に原則含めるものとする。	自己託送を利用することができる者の範囲について、「自己託送に係る指針」では、発電設備の設置者及び経済産業省令で定める密接な関係を有する者としている。地方公共団体が自己託送を利用しようとする場合、直営の施設であれば問題はないが、指定管理施設は上記の範囲に含まれるかが問題となる。当市では市有施設から排出される温室効果ガスの削減等を目的として、令和3年12月から清掃工場の余剰発電を活用した自己託送を開始したが、指定管理施設への託送可否について資源エネルギー庁に確認したところ、対象施設が指定管理施設であること、保安規定上の設置者名義が指定管理者であることを示すだけでは不十分であり、市と指定管理者とが「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」に規定する、生産工程、資本関係、人的関係等において密接な関係にあることを示さなければ認められることは困難との回答であった。指定管理者制度は、地方自治法第244条の2第3項に基づく行政運営手法であり、指定管理者が施設の維持・運営を行うとしても施設の処分に係る最終権者は当該地方公共団体にある。しかしながら、同庁の現行解釈では、同じ施設であっても制度を活用すると託送可否について施設ごとに上記のような関係性を示さなければならず、また、指定管理者ごとに判断が異なりかねないため、直営の施設と同様の発電エネルギーの有効活用や温室効果ガス削減策を講じることができなくなってしまう。	指定管理者制度など多様な行政運営手法を活用している地方公共団体においても自身が設置する再生可能エネルギー発電設備で発電した電力の有効活用策の選択肢が増える。あわせて、再エネ設備の導入状況や地域の再エネポテンシャルといった地方公共団体ごとの実情に合わせた温室効果ガス削減に向けた対策の幅を広げることができる。	電気事業法第2条第1項第5号口、電気事業法施行規則第2条及び第3条、自己託送に係る指針(令和3年11月18日経済産業省)、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等(20210706資第1号)、地方自治法第244条の2第3項	経済産業省	前橋市、群馬県、太田市、沼田市、大原市、安中市、中之条町、嬬恋村、片品村、玉村町		宮城県、川崎市、新潟市、大原市、今治市、熊本市、鹿児島市	○地域脱炭素に向けた自治体による率先した取組が求められているなか、当提案は自治体による再生可能エネルギー電力の活用可能性を広げるものであり、有益であると考えられる。 ○指定管理施設への自己託送可否について、関係機関との協議に時間を要している。 ○当市では令和4年4月より自己託送実証事業を行っており、今後指定管理施設についても託送先施設として検討を行うため。 ○当市では、まだ指定管理者施設への自己託送を実施していないが、今後、指定管理者施設へ自己託送することも想定されることから、再生可能エネルギーの有効活用策の選択肢を広げる必要がある。	自己託送制度は、自家発電設備を設置する者が、当該自家発電設備を用いて発電した電気を一般送配電事業者が維持し、及び運用する送配電ネットワークを介して、当該自家発電設備を設置する者の別の場所にある工場等に送電する制度です。自己託送を利用することができる者は、電気事業法第2条第1項第5号口における「電気事業の用に供する発電用の電気工作物以外の発電用の電気工作物を維持し、及び運用する」者と定められており、指定管理者制度を活用した場合であっても、自治体が当該設備を維持し、及び運用していることが認められる場合には自己託送を利用することが可能となっています。	「指定管理者制度を活用した場合であっても、自治体が当該設備を維持し、及び運用していることが認められる場合には」とあるが、具体的な支障事例で既に記載のとおり、過日、資源エネルギー庁に確認した際、市が設置した施設であっても、保安規定上の設置者が指定管理者となっている場合は、地方公共団体(首長)と指定管理者の「密接な関係」を別途示す必要がある、との回答を受けている。この考え方は支障は解決しないため、提案実現に向けて再検討いただき、認められる場合の具体的な要件及び必要な証明手段を例示いただきたい。指定管理者制度は地方自治法で認められた行政運営手法であり、送電を受けようとする施設が地方公共団体所有の施設であることは明白である。したがって、市が設置した清掃工場で発電した電気を指定管理施設に自己託送する行為は、「当該自家発電設備を設置する者の別の場所にある工場等に送電する」行為にほかならないと考える。指定管理者は地方公共団体とは別の者であって、「密接な関係」を示す必要があるとしても、例えば設置管理条例等によって送電を受けようとする施設が指定管理者制度を活用した地方公共団体所有の施設である事実を示せば「密接な関係」の証明として足りると考える。指定管理者制度を活用している施設に対しても、それ以上の「密接な関係」の証明を求める必要があれば、理由をあわせて説明いただきたい。

経済産業省 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
	<p>【全国知事会】 総合保養地域整備基本構想の廃止に係る手続きについては、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。</p>	<p>計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・特付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとする事に加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応していきたい。</p> <p>第1次回答、第1次ヒアリングでは、廃止手続きに際し、道府県に提出を求める書類について、自治体の負担軽減について検討することであったが、必要最低限に限るよう抜本的に見直されたい。</p> <p>第1次ヒアリングでは、同意基本構想は策定時に主務大臣の同意を得ているからその廃止に当たっても主務大臣協議が必要との説明であったが、廃止の場合は道府県が国の支援を受けることはなくなるのだから、協議を義務付ける必要はなく、例えば届出で足りるのではないか。</p> <p>現行制度では廃止を変更の1類型と解して変更の手続を廃止に準用しているが、総合保養地域整備法制定時(昭和62年)においては基本構想を廃止すること自体想定されていなかったのではないかと、そうだとすれば、廃止の手続について同法の制約はなく、通知等により廃止の手続を新たに定めても問題ないのではないか。</p>	<p>提案団体及び提案募集検討専門部会からのご意見を踏まえて、 ①提出を求める書類を必要最低限にすること ②道府県基本構想の廃止手続きを主務大臣同意ではなく届出により可能とすること の2点の観点から、以下のとおり回答する。 ①提出を求める書類を必要最低限にすること 廃止手続きに係る道府県の負担軽減を図ることは必要と考えており、主務大臣協議を行うに当たり、通知によって道府県に提出を求める書類については、必要最低限な書類に限るなどの見直しを行っている所存。 具体的には、①各特定施設の整備予定がないこと、②関係市町村・民間事業者等からの反対がないことなど、基本構想の実現性が見込まれないことを確認するための必要最低限な書類をもって「政策評価」と見なすことなどを想定している。 引き続き、道府県にとって負担となっている具体的な内容もお伺いしながら検討を行い、できる限り早期に通知の発出を行ってまいりたい。 ②道府県基本構想の廃止手続きを主務大臣同意ではなく届出により可能とすること 現行法令上、道府県基本構想については作成及び変更のみが規定されているところ、廃止の手続きを変更とは別に定める場合は、法改正が必要となり、作成時に主務大臣からの同意を得た基本構想の廃止手続きを届出とすることが法的に問題ないかの検討をはじめ改正手続きに多大な時間を要するものと思慮。 一方、法改正によらず、通知等によって道府県基本構想の廃止を届出で可能とする場合は、法令上根拠のない届出義務を通知により自治体に課することは適当ではないため、「届出を求める」内容の通知にもものと認識。このような任意の届出でもって基本構想を廃止することは是非についても、法的な整理が必要と考えているところ。 このため、現時点では同意手続きを廃止し届出とすることが可能かお示しできないが、引き続き、抜本的な制度改正についても検討を行ってまいりたい。</p>	<p>5【総務省(19)】【農林水産省(9)】【経済産業省(5)】【国土交通省(24)】 総合保養地域整備法(昭62法71) 総合保養地域整備法に基づく基本構想(5条1項)を廃止する場合の手続については、道府県の事務負担を軽減するため、主務大臣への協議を廃止し届出とすることについて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	事務連絡	令和5年3月23日	<p>総合保養地域整備法に基づく基本構想を廃止する場合の手続について、主務大臣協議を不要とし、届出とすることとした事務連絡を道府県に発出した。</p> <p>総合保養地域整備法に基づく基本構想を廃止する場合の手続について(令和5年3月23日付け国土交通省国土政策局地方振興課事務連絡)</p>	
	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>		<p>自己託送制度は、自家用発電設備を設置する者が、当該自家用発電設備を用いて発電した電気を一般送配電事業者が維持し、及び運用する送配電ネットワークを介して、当該自家用発電設備を設置する者の別の場所にある工場等に送電する制度である。自己託送を利用することができる者は、電気事業法第2条第1項第5号ロにおける「電気事業の用に供する発電用の電気工作物以外の発電用の電気工作物を維持し、及び運用する」者と定められており、指定管理者制度を活用した場合であっても、自治体が当該設備を維持し、及び運用していることが認められる場合には自己託送を利用することが可能である。その確認の手法として、一般送配電事業者に対し自治体と指定管理者間の契約書を示すなどとして、指定管理者制度を活用した自治体所有施設であることを説明いただくことが考えられる。</p>	<p>5【経済産業省】 (4)電気事業法(昭39法170) 地方公共団体が自ら管理する施設と指定管理者(地方自治法244条の2第3項)に管理を行わせている施設の間の自己託送については、地方公共団体と指定管理者との密接な関係(2条1項5号ロ)を証明せずとも、指定管理施設の供給地点が明示されている協定書等を示すことにより可能であることを明確化し、一般送配電事業者及び地方公共団体に令和4年度中に周知する。</p>	Q&Aをホームページにて公表	令和5年3月	<p>地方自治体等においては、地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者制度を活用した場合であっても、一般送配電事業者に対し自治体と指定管理者間の契約書と指定管理施設の情報(供給される住所や供給地点特定番号等)が明示されている協定書等を示すことなどで自治体から非電業事業用電気工作物を維持し、及び運用していることが認められる場合には自己託送を利用することが可能であることを明確化し、資源エネルギー庁ホームページにおいてQ&Aを公表した。 (https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/zikotakusou/faq/faq.html)</p>	

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野														
43	B	地方に対する規制緩和	06	環境・衛生	電気事業法第2条第1項	地方公共団体が自己託送を利用する場合において、地方自治法で規定する指定管理者を電気事業法第2条第1項第5号口の「経済産業省令で定める密接な関係を有する者」の関係に含めるものとする。	自己託送を利用することができる者の範囲について、「自己託送に係る指針」では、発電設備の設置者及び経済産業省令で定める密接な関係を有する者としている。地方公共団体が自己託送を利用しようとする場合、直営の施設であれば問題はないが、指定管理施設は上記の範囲に含まれるかが問題となる。前橋市では市有施設から排出される温室効果ガスの削減等を目的として、令和3年12月から清掃工場の余剰発電を活用して自己託送を開始したが、指定管理施設への託送可否について資源エネルギー庁に確認したところ、対象施設が指定管理施設であること、保安規定上の設置者名義が指定管理者であることを示すだけでは不十分であり、市と指定管理者とが「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」に規定する、生産工程、資本関係、人的関係等において密接な関係にあることを示さなければ認めるとは困難との回答であった。指定管理者制度は、地方自治法第244条の2第3項に基づく行政運営手法であり、指定管理者が施設の維持・運営を行うとしても施設の処分に係る最終権者は当該地方公共団体にある。しかしながら、同庁の現行解釈では、同じ施設であっても制度を活用すると託送可否について施設ごとに上記のような関係性を示さなければならず、また、指定管理者ごとに判断が異なりかねないため、直営の施設と同様の発電エネルギーの有効活用や温室効果ガス削減策を講じることができなくなってしまう。	指定管理者制度など多様な行政運営手法を活用している地方公共団体においても自身が設置する再生可能エネルギー発電設備で発電した電力の有効活用策の選択肢が増える。あわせて、再エネ設備の導入状況や地域の再エネポテンシャルといった地方公共団体ごとの実情に合わせた温室効果ガス削減に向けた対策の幅を広げることができる。	電気事業法第2条第1項第5号口、電気事業法施行規則第2条及び第3条、自己託送に係る指針(令和3年11月18日経済産業省)、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等(20210706資第1号)、地方自治法第244条の2第3項	経済産業省	中核市長会		宮城県、川崎市、新潟市、大府、広島市、今治市、熊本市	<p>○指定管理施設への自己託送可否について、関係機関との協議に時間を要している。</p> <p>○当市では令和4年4月より自己託送実証事業を行っており、今後指定管理施設についても託送先施設として検討を行うため。</p> <p>○当市では、まだ指定管理者施設への自己託送を実施していないが、今後、指定管理者施設へ自己託送することも想定されることから、再生可能エネルギーの有効活用策の選択肢を広げる必要がある。</p>	自己託送制度は、自家発電設備を設置する者が、当該自家発電設備を用いて発電した電気を一般送配電事業者が維持し、及び運用する送配電ネットワークを介して、当該自家発電設備を設置する者の別の場所にある工場等に送電する制度です。自己託送を利用することができる者は、電気事業法第2条第1項第5号口における「電気事業の用に供する発電用の電気工作物以外の発電用の電気工作物を維持し、及び運用する」者と定められており、指定管理者制度を活用した場合であっても、自治体が当該設備を維持し、及び運用していることが認められる場合には自己託送を利用することが可能となっています。	回答によれば、現状でも指定管理者制度を活用している施設であっても自己託送が利用可能であると読み取れる。しかし、現状その利用が行っていないことから提案された要望であり、指定管理者が維持・運営を行っている施設において「自治体が当該設備を維持し、及び運用していることが認められる」ための具体的な要件及び必要な証明手段の例示を回答いただきたい。当該設備の維持運用にかかる業務は指定管理の範囲に含めず、直営とした場合なのか、あるいは、当該施設の管理手法を問わず、公の施設として自治体に帰属する施設である場合を指すのかなど。具体的な支障事例で既に記載のとおり、指定管理者制度は地方自治法で認められた行政運営手法であり、当該施設が地方公共団体所有の施設であることは明白である。したがって、清掃工場で発電した電気を指定管理施設に自己託送する行為は、「当該自家発電設備を設置する者の別の場所にある工場等に送電する」行為にほかならず、例えば設置管理条例等によって当該施設が指定管理者制度を活用した地方公共団体所有の施設である事実を示せば足りるということであれば支障は解消される。しかし、過日の問い合わせに対する回答のように、保安規定上の設置者名義が指定管理者であること等を理由に地方公共団体(首長)と指定管理者の密接な関係を示す必要があるならば状況は何ら改善しないため、提案実現に向けて再検討いただきたい。なお、検討の結果、対応不可の場合は、指定管理者制度を活用している施設に対しても密接な関係の証明を求めたい理由をあわせて説明いただきたい。
148	B	地方に対する規制緩和	08	消防・安全	石油貯蔵施設立地対策等交付金申請に係る都道府県経由事務の見直し	「石油貯蔵施設立地対策等交付金」について、都道府県が市区町村等の計画などを取りまとめて国(経済産業局)へ申請しているが、国(経済産業局)と各市区町村等で直接事務作業を行っていただきたい。	実質的に市区町村等が策定する計画などに基づいた事業実施のとりまとめが主たる目的となっており都道府県にとっても、人員や予算上の負担が大きくなっていると考えられる。本交付金に係る都道府県事務は以下のとおり。 ①昨年度末時点での石油貯蔵量の報告:4月中頃 ②交付金および都道府県の事務交付金の交付申請:上期申請(毎年5月16日から5月31日までの間)、下期申請(10月16日から10月31日までの間) ③実績報告:交付金事業が完了した日若しくは交付金事業の廃止の承認があった日から一月を経過した日又は当該交付金事業の完了の日が属する会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日(交付金事業が完了せず国の会計年度が終了した場合には、翌会計年度の4月20日)まで ④その他、各種変更があった場合の変更申請手続き。	都道府県における行政事務にかかる時間が多いため、都道府県を介することなく、国(経済産業局)と市区町村等が直接手続きを行うことで行政の効率化を図ることができる。	石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則	経済産業省	広島県、宮城県、愛媛県、中国地方知事会	神奈川県、大阪府、兵庫県、岡山県	<p>○都道府県経由で申請した場合、県の交付決定後の事業開始となることや、実績報告の提出、市町村への支払、額の確定を年度内に実施することとなるため、市町村の事業実施期間が短くなっている実情がある。</p>	石油貯蔵施設立地対策等交付金は、 ①都道府県が事業を実施する「直接交付事業」と市町村が事業を実施する「間接交付事業」の両事業から構成されていること。 ②「間接交付事業」については、申請内容について、各都道府県の公共用の施設の整備計画や地域振興計画等に照らしつつ、申請市町村や関係部局・省庁と、必要に応じ十分調整又は協議を行う必要があること。 ③都道府県、石油貯蔵施設が設置されている市町村と隣接する市町村への交付額の配分等については、国の規定に基づき行われているものであり、県が関与する必要性は低く、管轄の経済産業局が調整を行うことが望ましい。 また、交付決定や支払の手続き等を県が介することで多くの事務処理が発生し、とりまとめに必要な期間も長くなっており、効率的な業務執行のため、国と交付申請を行う市において直接事務作業を行うことが望ましい。	当交付金は石油貯蔵量に応じた交付金であり、当県ではほとんどを市の消防活動用の事業が占めているため、県の整備計画等と照らし合わせる事業はないと考える。仮に、そのような事業があったとしても、県内市町に跨る広域的な調整事務とはならないため、各市が関係部局・省庁と必要に応じて、直接調整・協議を行うことが可能であり、かつその方が合理的であると考える。	

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>		<p>自己託送制度は、自家発電設備を設置する者が、当該自家発電設備を用いて発電した電気を一般送配電事業者が維持し、及び運用する送配電ネットワークを介して、当該自家発電設備を設置する者の別の場所にある工場等に送電する制度である。自己託送を利用することができる者は、電気事業法第2条第1項第5号口における「電気事業の用に供する発電用の電気工作物以外の発電用の電気工作物を維持し、及び運用する」者と定められており、指定管理者制度を活用した場合であっても、自治体が当該設備を維持し、及び運用していることが認められる場合には自己託送を利用することが可能である。その確認の手法として、一般送配電事業者に対し自治体と指定管理者間の契約書を示すなどとして、指定管理者制度を活用した自治体所有施設であることを説明いただくことが考えられる。</p>	<p>5【経済産業省】 (4)電気事業法(昭39法170) 地方公共団体が自ら管理する施設と指定管理者(地方自治法244条の2第3項)に管理を行わせている施設との自己託送については、地方公共団体と指定管理者との密接な関係(2条1項5号口)を証明せずとも、指定管理施設の供給地点が明示されている協定書等を示すことにより可能であることを明確化し、一般送配電事業者及び地方公共団体に令和4年度中に周知する。</p>	Q&Aをホームページにて公表	令和5年3月	<p>地方自治体等においては、地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者制度を活用した場合であっても、一般送配電事業者に対し自治体と指定管理者間の契約書と指定管理施設の情報(供給される住所や供給地点特定番号等)が明示されている協定書等を示すことなどで自治体が「非電気事業用電気工作物を維持し、及び運用している」ことが認められる場合には自己託送を利用することが可能であることにおいてQ&Aを公表した。 (https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/zikotakusou/faq/faq.html)</p>	
	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>		<p>市町村が事業を実施する間接交付事業においても、例えば各県の防災計画や都道府県・市町村に跨がる広域的な災害時応援協定等に基づいて消防施設の整備を進める必要があり、そのような観点で都道府県が責任を持って調整・協議を実施する必要があるものと考えている。また、交付金の配分については、「石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則及び石油貯蔵施設立地対策等交付金事務等交付金交付規則の運用について」(平成26年9月8日)により各都道府県知事宛にも通知しているとおり、原則として、所在市町村:周辺市町村・都道府県=7:3とし、3の配分については、両者(周辺市町村・都道府県)の協議によるものとしており、都道府県と周辺市町村の協議が必要となっている。以上のことから、都道府県経由の事務が適切であると考えている。</p> <p>なお、市町村への交付金の交付に要する事務費に充てるため、既に都道府県に対して石油貯蔵施設立地対策等交付金事務等交付金が措置されているが、事務負担軽減の措置については、都道府県から具体的な要望を伺った上で今後検討していきたい。</p>	<p>5【経済産業省】 (9)石油貯蔵施設立地対策等交付金 石油貯蔵施設立地対策等交付金については、以下のとおりとする。 ・交付申請については、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	事務連絡	令和5年3月23日発出	<p>交付申請書類について、電子メール等による電子ファイルでの提出のみでも申請可能な旨、事務連絡により各都道府県に通知した。(石油貯蔵施設立地対策等交付金等の制度改訂及び運用変更について(令和5年3月23日付け事務連絡))</p>	

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野														
171	B	地方に対する規制緩和	07産業振興	セーフティネット保証及び危機関連保証の事務手続のオンライン化	セーフティネット保証制度に係る特定中小企業者及び特例中小企業者の認定事務は全国一律であることから、認定事務の円滑化、迅速化及び負担軽減のため、国が認定申請のための統一したオンラインプラットフォームを整備及び導入し、事業者や金融機関が市町村等を行う認定申請及び信用保証協会における認定内容確認のオンライン化を求める。統一的なプラットフォームとすることで、事業者や金融機関が複数の市町村へ申請する際にも画一的な方法で簡便に行うことができようとする。	【現状】セーフティネット保証制度では、中小企業信用保険法第2条第7項又は第6項の規定により、市町村長等が特定中小企業者又は特例中小企業者の認定を行うこととされている。近年、添付書類の簡略化や、電子申請を取り扱う地方公共団体があるなど、少しずつ事務負担が軽減されている。しかし、全国的には中小企業者が地方公共団体に来庁して紙ベースの申請書及び添付資料を提出し、証明書を発行する手続を行っており、また事務手続の軽減・迅速化の余地がある。【支障】令和2年2月以降のコロナ緊急融資の申込殺到により、密を避けるべき状況下において、全国的に窓口の混雑が問題となった。現状、オンライン環境が未整備の地方公共団体においては、証明書発行を受けるまでに来庁又は郵送で申請する必要があり、事業者又は代理で申請する金融機関にとって負担となっていることに加え、融資手続の停滞や融資実行の遅れが生じている。新型コロナウイルス感染症拡大のリスクとなる移動や接触を減らすため、来庁や郵送での申請を継続することは避けるべきである。添付書類の多さや減少率の手計算による数値確認も事務負担となっている。また、新型コロナウイルス感染症の影響で売上高が減少した際は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前と比較することとなっているが、事業者が理解しておらず比較年度を間違えて申請しているケースが多く、再申請の事務負担が大きい。	地方公共団体及び事業者の事務負担を軽減し、セーフティネット保証及び危機関連保証制度に係る認定事務の迅速化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大リスク軽減を図られる。	特定中小企業者認定要領、特例中小企業者認定要領	デジタル庁、財務省、経済産業省	川西市、兵庫県			札幌市、花巻市、いわき市、ひたちなか市、八王子市、高岡市、長野県、可児市、浜松市、豊橋市、山陽小野田市、高知県、大村市、宮崎県、延岡市	○認定申請事務のオンライン化により、感染対策や審査事務の負担軽減が図れることや、自動点検が可能となり計算間違い等による訂正の必要が無くなるなどメリットがある。 ○セーフティネット保証制度の認定事務は、来庁又は郵送により行っているが、今回のコロナ対策のように、全国的に影響のある事由によりセーフティネットが発動された場合、多くの申請が事業者からあるため、窓口が混乱することになる。認定事務自体は、複雑な作業ではないため、コロナ禍においては、移動や接触をなるべく避けるべきである。また、金融機関の速やかな融資実行事務の妨げにもなっている。 ○現状、認定申請は郵送または窓口でしか受け付けていないため、事業主または代行金融機関の負担となっている。また、認定書の有効期限が1か月と定められている中では、受け取りに時間がかかることで、その後の融資実行までの手続が遅れ有効期限を失効することがある。また、全国一律の制度であるが、各自治体において独自様式を定めている場合もあり、代行金融機関が混乱している等の支障もあり、オンラインプラットフォーム構築により事務負担の軽減や手続の迅速化に高い効果が見込める。 ○特に令和2年度は申請件数が多く、窓口申請者が殺到して対応に時間がかかった。 ○令和2年2月以降、セーフティネット保証制度の認定申請が殺到したことにより、これまで累計で約5,300件の処理を行っており、担当職員(1名)が少ない中、膨大な事務量となっている。本申請は、感染対策のため、基本的に郵送で対応しているが、緊急的に資金繰り支援が必要となる場合は、金融機関や事業者が来庁して申請するケースも多く、感染リスクが高まっている。新型コロナウイルス感染症に限らず、原油価格高騰や円安など、世界の不確実性が高まってきており、セーフティネット保証制度の申請件数が今後も増加すると推察される。膨大な事務量を効率的に処理していくため、デジタル化やオンライン化は必須であるが、市町村が単独でシステム構築・導入することは難しい。 ○全国一律に押印廃止と法規定等整備するか、電子押印等、現行の行政システムに対応する必要がある。 ○国がオンライン申請のプラットフォームを整備し、申請を一元化することで地方公共団体及び事業者の事務負担軽減に繋がる。ただし、地方公共団体、事業者の手続が煩雑になり、逆に双方の負担が増えることがないようなプラットフォームの構築を検討していただきたい。	セーフティネット保証における認定申請事務については、既に一部の自治体において電子化が始まっており、国において、今年度中に全国展開に向けたシステムのあり方を調査の上、プロトタイプ構築による実証事業を通して検証し、来年度からの実装を目指しているところ。	オンライン申請の全国展開は当市も希望しており、来年度の実装を目指しているとのこと期待している。プロトタイプ構築による実証事業の際は地方自治体の意見を聴取し、申請がより簡便な仕組みとなる様に実装をお願いしたい。認定申請のオンライン化は事務手続の簡略化が目的のため、申請方法を電子申請のみで統一するべきである。申請方法をオンラインと紙媒体を併用すると地方自治体はかえって手続に労力が割かれることとなる。また、オンライン申請が実装された際、対応出来ない事業者は一定数いることが予想されるため、金融機関が代理申請できるなどの配慮が必要である。
187	B	地方に対する規制緩和	07産業振興	電気工事士免状(第一種・第二種)の交付申請手続のデジタル化	【現行制度】電気工事士免状(第一種・第二種)の交付申請においては、申請者は電気工事士法施行規則第6条に基づき、「試験に合格していること等を証明する書類」及び「顔写真(2枚)」を提出しなければならないとされている。また、電気工事士免状の再交付申請においては、申請者は電気工事士法施行規則第8条に基づき、「顔写真(2枚)」を提出しなければならないとされている。なお、当県における電気工事士免状の交付実績は令和2年度で3,656件、令和3年度で5,887件、うち再交付実績は令和2年度で298件、令和3年度226件である。【支障事例について】都道府県が、電子申請システム等を利用した交付申請手続を導入する場合には、申請者は、申請書を電子申請等で、顔写真等を必ず郵送等で提出することとなる。一つの手続について、複数の方法で申請書等の提出を求めることは申請者の負担増加となり、電気工事士免状(第一種・第二種)交付申請及び再交付申請のデジタル化を妨げる要因となっている。【支障の解決策】「試験に合格していることを証明する書類」については、電気工事士試験の合格通知ハガキ(原本)の画像を撮影したものを画像データとして受領できるならば、合格通知ハガキに記載されている「合格番号」を把握できる。また、「顔写真」については、令和4年4月1日から順次、電気工事士免状のプラスチックカードによる交付が開始されるが、経済産業省は、申請者から提出された顔写真をスキャナで取り込み画像データへ変換した後、氏名・生年月日等とともに印刷する方法を示している。免状の作成に当たって、顔写真を画像データに変換するのであれば、申請時に画像データを受領する方が効率的と考えられる。	【現行制度】電気工事士免状(第一種・第二種)の交付申請においては、申請者は電気工事士法施行規則第6条に基づき、「試験に合格していること等を証明する書類」及び「顔写真(2枚)」を提出しなければならないとされている。また、電気工事士免状の再交付申請においては、申請者は電気工事士法施行規則第8条に基づき、「顔写真(2枚)」を提出しなければならないとされている。なお、当県における電気工事士免状の交付実績は令和2年度で3,656件、令和3年度で5,887件、うち再交付実績は令和2年度で298件、令和3年度226件である。【支障事例について】都道府県が、電子申請システム等を利用した交付申請手続を導入する場合には、申請者は、申請書を電子申請等で、顔写真等を必ず郵送等で提出することとなる。一つの手続について、複数の方法で申請書等の提出を求めることは申請者の負担増加となり、電気工事士免状(第一種・第二種)交付申請及び再交付申請のデジタル化を妨げる要因となっている。【支障の解決策】「試験に合格していることを証明する書類」については、電気工事士試験の合格通知ハガキ(原本)の画像を撮影したものを画像データとして受領できるならば、合格通知ハガキに記載されている「合格番号」を把握できる。また、「顔写真」については、令和4年4月1日から順次、電気工事士免状のプラスチックカードによる交付が開始されるが、経済産業省は、申請者から提出された顔写真をスキャナで取り込み画像データへ変換した後、氏名・生年月日等とともに印刷する方法を示している。免状の作成に当たって、顔写真を画像データに変換するのであれば、申請時に画像データを受領する方が効率的と考えられる。	添付書類の郵送が不要となり、電子申請のみで交付申請を行うことができるようになれば、申請者の利便性向上に繋がる。また、プラスチックカードによる交付に当たって、顔写真のスキャナでの取り込みが不要となり、行政の事務負担の軽減も見込まれる。	電気工事士法第4条、同法施行令第2条及び第4条、同法施行規則第6条及び第8条	経済産業省	埼玉県、新潟県		福岡県、大分県	○郵送による申請時において書類不備があった場合に、現状では写真の郵送はやむを得ないが、合格通知書が画像データにて対応できるようになれば、書類不備に伴う審査遅延による発行期間が短縮でき、申請者の利便性が高まる。そのうえ、第2種電気工事士については電子申請導入時には電子申請のみで書類手続きが完了することになり、第1種電気工事士においても実務経歴証明書の原本のみを後日、郵送等にて対応することになり、コロナ禍における繁忙期の申請の際、窓口における混雑の緩和等の導入効果が期待される。また、「顔写真」については、電気工事士免状のプラスチックカードの際には写真をスキャナで読み込んで印刷するために画像の悪化も懸念されるが、データで受け取ることで免状の品質も向上し、有資格者としての身分証明書の信頼度も高まることが期待できる。 ○免状交付業務を委託しているため、住基ネットを利用することができないので、あわせて住民票の写しその他の住所・氏名及び生年月日を確かめるに足りる書類のデータの提出が認められることが必要(電気工事士法施行規則第6条第2項)	電気工事士法施行規則(以下「施行規則」とする。)による申請書類の提出を電子で行うことについては、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)に基づき、各都道府県の判断によりオンラインで申請を受け付けることは可能である。一方、御指摘のとおり、施行規則において、写真については、「写真二枚を添えて」とあるため、電子データでの提出であっても、2枚用意をしなければならぬと解釈されうる記載となっている。そのため、いただいたご意見を踏まえ、令和4年度中にオンライン手続も想定した規定に施行規則を改正することを検討したい。	電気工事士免状については、令和4年4月からプラスチックカードによる交付も可能となっており、免状の作成に当たっては顔写真よりも画像データを受領する方が効率的である。申請者の利便性向上、行政の事務負担軽減の両面から、速やかに施行規則を改正されたい。電気工事士免状交付等申請のデジタル化に当たっては、施行規則において、申請書に添えて提出することとされている顔写真以外のものについても、施行規則を改正するなどの方法によりオンラインで提出できることを明示されたい。	

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
	【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求め る。	認定事務の電子化については、各市区町村に広く普及するよう、費用面も 考慮して検討いただきたい。	プロトタイプ構築にあたっては、本年6月3～30日まで行った実証事業の参 加市区町村の公募に参加表明をいただいた19市区町や19市区町の所在す る都道府県等の意見を頂戴しながら行っているところ。実証事業に参加され ない市区町村についても、具体的な課題をお持ちであれば、中小企業庁に ご連絡いただきたい。 来年度以降、本システムを利用する市区町村においては、原則、オンライン 申請としていただくことを想定しているが、具体的には実証事業において検 討したい。 なお、オンライン申請の実装後についても、金融機関の代理申請(金融機関 のワンストップ手続き)を原則にすることで認定手続きの一元化・迅速化へと つなげてまいりたい。	5【デジタル庁(6)】【経済産業省(1)(ii)】 中小企業信用保険法(昭25法264) セーフティネット保証制度及び危機関連保証制度に係る市区町村長 による特定中小企業者及び特例中小企業者の認定(2条5項及び6 項)に関する手続きについては、令和5年度の手続きまでにオンライン化 する。	セーフティネット保証制度及び 危機関連保証制度の認定手 続についてオンライン化	令和5年4月1日からシステム の本格運用を開始	セーフティネット保証制度及び危機関連保証制度 に係る市区町村長による特定中小企業者及び特 例中小企業者の認定(2条5項及び6項)に関する 手続きについて、既に認定事務の電子化を進めてい る自治体の取組も踏まえ、デジタルプラットフォーム 構築事業(デジタル庁計上の令和4年度予算 24.4億円の内数)を活用し、電子化に向けたプロト タイプ構築、19市区町の意見を踏まえながらス テム開発を行い、令和5年4月1日から本格運用を 開始。	
	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求め る。		添付書類のうち、写真については、電子データでの提出であっても、2枚用 意をしなければならぬと解釈される記載となっていることから、いたいた いご意見を踏まえ、令和4年度中に施行規則を改正する予定。 また、前回の回答で示したとおり、申請書類の提出を電子で行うことにつ いては、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律 第151号)に基づき、各都道府県の判断によりオンラインで申請を受け付け ることが可能であり、是非活用いただきたい。	5【経済産業省】 (3)電気工事士法(昭35法139) 電気工事士の免状の交付申請等に係る添付書類(施行規則6条及 び8条)については、申請者及び都道府県の事務負担の軽減に資す るよう、令和4年度中に省令を改正し、当該申請に係る添付書類の 要件を整備することにより、オンラインによる申請が可能であることを 明確化する。	規則	令和5年12月14日公布、令和 5年4月1日施行	従来は、電気工事士免状の交付又は再交付を申 請する場合、写真2枚を提出する必要があったが、 省令を改正し、電気工事士免状の交付申請の際に 必要な写真の枚数についての規定を削除し、オン ラインによる申請も可能であることを明確化した。 電気工事士法施行規則の一部を改正する省令(令 和4年経済産業省令第98号)	

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>		<p>交付申請期間については、石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則(昭和53年通商産業省告示第434号)第9条に規定されているが、その申請期間の変更(告示の改正)については自治体から具体的な要望を伺った上で今後検討していきたい。</p> <p>また、適正な交付内容が維持されていることを前提とした「交付対象事業間における流用の容認」については、現状の制度の下でも対応可能と考えられるので、具体的な手続きについて関係者間で調整させていただきたい。</p>	<p>5【経済産業省】</p> <p>(9)石油貯蔵施設立地対策等交付金</p> <p>石油貯蔵施設立地対策等交付金については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付対象事業が中止になるなどの事情がある場合には、他の交付対象事業に流用できることを明確化し、地方公共団体に令和4年度中に周知する。 ・石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則(昭53通商産業省告示434)に定める交付申請期間については、年度当初からの事業着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒しについて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 	<p>1ポツ目 事務連絡</p>	<p>令和5年3月23日 発出</p>	<p>交付対象事業が中止になるなどの事情がある場合には、その事業分の交付金を、同一自治体で既に交付決定済の他事業へ流用することが可能な旨、事務連絡により各都道府県に通知した。(石油貯蔵施設立地対策等交付金等の制度改正及び運用変更について(令和5年3月23日付け事務連絡))</p>	
					<p>2ポツ目 告示</p>	<p>公布:令和5年3月31日 施行:令和5年4月1日</p>	<p>交付規則の改正により、交付申請期間を、上期:4月1日～5月31日、下期:10月1日～10月31日に変更した。(石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則等の一部を改正する告示(経済産業省告示第30号))</p>	
<p>【茨木市】</p> <p>税情報の開示範囲の拡大に関して、課税保留情報や差押え情報など空家等の所有者等の氏名、住所、電話番号以外の情報は空家法の施行のために必要な限度の情報とは言えず、内部利用の対象とすることは困難との回答であったが、空家対策を担う市町村の実務においては上記のみの情報では不十分であり、空家対策を行う上での阻害要因となっている。例えば、財産管理人制度を活用する場合や、通知しても連絡がない管理不全の空家所有者に対する更なる働きかけの際は、納税額や滞納情報などの情報が得られれば、より効果的な対策が可能となる。平成27年に空家法が施行されて5年以上が経過しており、現状を踏まえた運用の見直しを行う時期にあるのではないかと、今後ますます空家の増加が予想されることに鑑みて、柔軟性の高い空家対策を行う観点から、空家法の施行のために必要な限度の情報について見直すとともに、あわせて地方税法第22条の守秘義務の解除を柔軟に行うことが必要であると考える。</p>	<p>【全国町村会】</p> <p>提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>		<p>電気やガス等の供給事業者が保有する情報については、空家法第10条第3項に基づき、情報提供を求めることができる情報として位置づけられていることについて、関係府省間で協議の上、令和4年度内を目標に各事業者への通知を行うこととした。</p> <p>税情報の開示範囲の拡大に関して、提案団体からは課税保留情報の代替的手段はないと見解を示されており、確かに「課税保留情報は課税情報以外から取得することはできない」と考えるが、一方で本来代替的手段の有無という論点においては、課税保留情報から得ようとする「所有者が不明または不存在であることが概ね特定できる」ことについて、「課税保留情報が代替的手段のない情報であるか」が検討されるべき点であると考える。</p> <p>この点については、既に空家法において利用可能とされている戸籍情報等の情報を調査することから得ることが可能であるものと考えられ、代替的手段については存在するものであること等を踏まえれば、課税保留情報については「空家特措法の施行のために必要な限度」の情報とはいえない。このため、ご提案の税情報等の開示範囲の拡大については対応が困難であると考える。</p>	<p>5【経済産業省(2)】【国土交通省(14)】</p> <p>ガス事業法(昭29法51)、電気事業法(昭39法170)及び空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127)</p> <p>電気又はガスの供給事業者が保有する契約情報については、市町村長(特別区の長を含む。)が空家等対策の推進に関する特別措置法10条3項に基づき情報提供を求めることができる情報であることを明確化し、供給事業者及び市町村(特別区を含む。)に令和4年度中に通知する。</p>	<p>事務連絡</p>	<p>令和5年3月</p>	<p>電気又はガスの供給事業者等の保有する契約情報等については、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)に基づき、市町村長(特別区の区長を含む。)が提供を求めることができる情報である旨を、各事業者及び各市町村等に対して通知した。</p> <p>「電気又はガスの供給事業者等が保有する契約情報等の空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項に基づく各事業者への提供依頼について(情報提供)」(令和5年3月29日付け資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長事務連絡)</p> <p>「電気又はガスの供給事業者等が保有する契約情報等の空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項に基づく各事業者への提供依頼について(情報提供)」(令和5年3月31日付け資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力産業・市場室長事務連絡)</p> <p>「電気又はガスの供給事業者等が保有する契約情報等の空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第5項に基づく各事業者への提供依頼について(情報提供)」(令和5年3月30日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課事務連絡)</p>	

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	追加共同団体名	追加支援事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野													
288	B	地方に対する規制緩和	07_産業振興	セーフティネット保証制度に係る市町村長等が行う特定中小企業者又は特別中小企業者の認定事務について、商工会議所又は商工会の推薦を必要とするマル経融資(小規模事業者経営改善資金融資制度)のように商工会議所及び商工会においても認定可能とすることを求める。	【現行制度】セーフティネット保証制度では、中小企業信用保険法第2条第5項又は第6項の規定により、市町村長等が特定中小企業者又は特別中小企業者の認定を行うこととされている。 【制度改正の必要性】新型コロナウイルス感染症拡大により創設された本制度に係る認定申請の件数が非常に多く、事務負担が膨大なものとなっている。 令和2年度実績: 第5項関連が706件(4号認定512件、5号認定194件)、第6項関連(危機関連保証)が544件 令和3年度実績: 第5項関連が71件(4号認定41件、5号認定30件)、第6項関連(危機関連保証)が33件 また、認定事務を行う行政職員は、企業経営に対する知識が浅いものが多いため、書面確認による認定事務が作業的になりがちであり、本来行うべき「適切な支援の提供」を行うことが難しい。 【支障の解決策】セーフティネット保証制度を利用する中小企業者は、経営状況が悪化しているため、制度利用による迅速な融資実行はもたらんこと、経営状況に対する適切な助言も必要である。そのため、公的機関に近い立場として中小企業の経営相談を受ける商工会議所及び商工会で認定事務を行うことが可能となることで、厳しい経営状況にある中小企業者の実態を迅速に把握し、融資実行に加えて適切な支援を提供できるようになる。	商工会議所及び商工会が経営が厳しい中小企業者の状況を迅速に把握し、適切な支援につなげることが出来る。また、認定機関を増やすことで、認定事務の迅速化にもつながる。	中小企業信用保険法第2条	財務省、経済産業省	大府市			いわき市、八王子市、岐阜市、豊橋市、山陽小野田市、大村市、宮崎市、延岡市	○個人等細事業主などは、セーフティネット申請とともに、他の補助制度の案内や資金繰りといった経営相談も求められることがあるが、当市では対応が難しいため、商工会議所等を案内することになり事業主の負担となっている。認定窓口が当市のみのため、事務が集中し、かなりの負担となった。会議所等の経営支援機関でも行えるようになれば、その後の支援に繋げやすくなる。また、認定窓口の分散化は事務の一種集中を防ぐことになり、結果的に事務の迅速化に繋がる。その際は、各認定窓口で情報共有が可能になるよう、手続きのオンライン化、プラットフォーム化も含めて実施してもらいたい。 ○各申請を審査する際、事業者ごとに異なる事業内容や、売上高の算出を確認・理解するのに時間を要している。 ○令和2年2月以降、セーフティネット保証制度の認定申請が殺到したことにより、これまで累計で約5,300件の処理を行っており、担当職員(1名)が少ない中、膨大な事務量となっている。本申請は、感染対策のため、基本的に郵送で対応しているが、緊急的に資金繰り支援が必要となる場合は、金融機関や事業者が来庁して申請するケースも多く、感染リスクが高まっている。新型コロナウイルス感染症に限らず、原油価格高騰や円安など、世界の不確実性が高まってきており、セーフティネット保証制度の申請件数が今後も増加すると推察される。膨大な事務量を効率的に処理していくため、産官連携の考えのもと、市内中小企業の伴走型支援を実施している商工会議所や商工会を認定機関に追加することで、認定事務の迅速化が図られる。	コロナ支援として実施された事業復活支援金の事前確認業務のように、商工会議所・商工会には、その時々で中小企業を取り巻く状況に応じて新たな業務を依頼しているところであり、そうした事務負担増と代替手段の有無を十分に考慮する必要がある。コロナ禍においては、セーフティネット保証の認定件数が大きく増大(約1万件(令和元年度)→100万件前後(令和2年度、令和3年度))し、市区町村の事務負担が増加した結果、融資の実行に遅れが生じたものと承知。しかしながら、一部自治体においてはその認定事務の電子化を行うことで事務負担を軽減していることから、まずは認定システム構築に向けた実証事業等を通して、市区町村の事務の効率化の実現状況等を踏まえ検討する必要があると考える。	セーフティネット保証制度に係る認定件数については、ご承知のとおり令和2年度に爆発的に増加し、市区町村の事務負担や融資を希望する中小企業者への大きな支障が生じた。今般のような感染症や災害、世界的な不景気は、今後も定期的に発生することが想定されるため、有事におけるセーフティネット保証制度の円滑な運用体制を構築しておくことが重要であると考え。現在は市区町村に限定されている認定機関に商工会議所・商工会が加われば、認定を受けることができる窓口が倍増することとなり、現在は市区町村に集中している事務が分散され、中小企業者への迅速な融資につなげることができる。さらに、中小企業者の支援に関するノウハウを持つ商工会議所・商工会が認定を行うことで、中小企業者が認定申請の際に、ワンストップ的に各種支援制度の情報入手・申請手続等が可能になるといった、中小企業者にとってのサービス向上も実現することができる。セーフティネット制度の認定事務の目的は、公的な第三者の関与による客観性の担保だと理解しているが、認定事務自体は、全国一律の基準に沿った、機械的なチェック作業と書類の添付確認作業に留まり、市区町村に裁量、判断の余地はないため、認定機関を市区町村に限定する必要はない。システム構築による事務負担軽減についても、オフライン申請とオンライン申請の並行期間が出るのであれば、事務負担はむしろ増加することになりかねない。上記のことから、当初提案のとおり商工会議所・商工会をセーフティネットの認定機関に加えるよう再考いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
	<p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、事務電子化等の先事例の紹介等も含め、積極的に検討していただきたい。</p>	<p>市区町村の認定事務を商工会議所及び商工会に移管するのではなく、案件の内容や市区町村・商工会議所・商工会それぞれの事務負担に応じた対応ができるよう、認定機関の選択肢を増やすという観点から検討いただきたい。</p> <p>認定機関の拡充について、商工会議所及び商工会の意向を踏まえて検討し、第2次ヒアリングまでに具体的な方向性を示していただきたい。</p>	<p>提案募集検討専門部会での指摘を踏まえ、商工会議所、商工会への調査を実施し、その結果を踏まえ検討したい。</p>	<p>5【経済産業省】 (1)中小企業信用保険法(昭25法264) (1)セーフティネット保証制度及び危機関連保証制度に係る市区町村長による特定中小企業者及び特例中小企業者の認定(2条5項及び6項)に関する市区町村が行う手続のうち、一部の補助的業務については、市区町村と商工会議所及び商工会等との合意を前提として、商工会議所及び商工会等の外部機関への委託が可能であることを明確化し、市区町村、商工会議所及び商工会等に通知する。 [措置済み(令和4年12月1日付け中小企業庁事業環境部金融課長通知)]</p>				